

令和 7 年長浜市議会定例会
令和 7 年 1 2 月定例会議会
提案議案概要

1 1 月 2 1 日送付

1 7 議案

- ・ 補正予算 7 議案
- ・ 条例 8 議案
- ・ その他議案 2 議案

補正予算関係

<u>議案第 101 号 令和 7 年度長浜市一般会計補正予算（第 6 号）</u>
<u>議案第 102 号 令和 7 年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）</u>
<u>議案第 103 号 令和 7 年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）</u>
<u>議案第 104 号 令和 7 年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）</u>
<u>議案第 105 号 令和 7 年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）</u>
<u>議案第 106 号 令和 7 年度長浜市病院事業会計補正予算（第 2 号）</u>
<u>議案第 107 号 令和 7 年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）</u>

条例関係

所管課	内 容
秘書広報課	<u>議案第 108 号 長浜市名誉市民条例の制定について</u> 市民又は市に縁故の深い者で、功績が卓絶で市民から尊敬されるものに対し、名誉市民の称号を贈り、その栄誉を顕彰するため、条例を制定するものです。 【対象者】 市民又は市に縁故の深い者で、公共の福祉の増進、産業及び経済の進歩並びに学術及び文化スポーツの興隆に寄与及び貢献し、その功績が卓絶で市民から尊敬されるもの 【決定の方法】 市長が議会の同意を得て決定する。 【顕彰内容】 (1) 名誉市民には、表彰状及び記念品を贈呈する。 (2) 名誉市民の氏名及びその事績の概要は、市広報等により公表する。 【名誉市民に対して行うことができる待遇】 (1) 事績を将来に伝える顕彰 (2) 市の行う式典等への招待 (3) 相当の礼をもってする慶弔 (4) その他市長が必要と認める待遇 【施行日】 公布の日

幼児課

議案第 109 号 長浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

新たな通園給付として創設された乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施するにあたり、児童福祉法の定めに従い、設備及び運営の基準を定める条例を制定するものです。

【乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要】

現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、令和 8 年度から全ての自治体において実施する。

利用対象者	0 歳 6 か月以上満 3 歳未満の保育所等に通っていないこども
利用時間	こども 1 人について月 10 時間まで利用可能
利用料	国が示す標準額を基に設定（令和 7 年度：1 時間 300 円）
実施場所	令和 8 年 4 月開始予定 びわ認定こども園
利用方法等	①利用申請→利用給付認定（認定証発行） ②面談 ③利用予約 ④利用

【定める基準】

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する本市の基準は、内閣府令に定める基準のとおりとする。

【施行日】

公布の日

人事課

議案第 110 号 長浜市職員旅費支給条例の一部改正について

職員が旅行（出張）する場合に支給する宿泊料について、社会情勢の変化に対応するとともに、より実態に即した支給を行うため、本市条例の一部を改正するものです。

【主な改正内容】

宿泊料の改定（1 夜につき）

	現行	改正後
市長、副市長、教育長	13,300 円	18,700 円
一般職の職員	10,900 円	15,600 円

【その他】

市議会議員その他の特別職等の宿泊料についても、本条例の改正により改定されます。

【施行日】

令和 8 年 4 月 1 日

建築課	<u>議案第 111 号 長浜市手数料条例の一部改正について</u> 建築基準法施行令の改正に伴い、本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容】 建築基準法施行令の改正に伴う引用条項ずれを整理する。 【施行日】 公布の日				
都市計画課	<u>議案第 112 号 長浜市環境保全のための旅館等建築等規制条例の一部改正について</u> 本市では全域で特定旅館（いわゆるラブホテル）の建築を規制しており、新たに建築される旅館等については、特定旅館か否かを判定するために長浜市旅館等建築規制審議会への意見聴取を必須としていますが、手続の迅速化を図るため、一定の基準を満たす旅館等の建築の意見聴取を省略することについて、本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>現 行</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定旅館か否かを判定する際に、審議会の意見を聴くものとする。</td><td>特定旅館か否かを判定する際に、審議会の意見を聴くことができる。</td></tr> </tbody> </table> 【施行日】 公布の日	現 行	改正後	特定旅館か否かを判定する際に、審議会の意見を聴くものとする。	特定旅館か否かを判定する際に、審議会の意見を聴くことができる。
現 行	改正後				
特定旅館か否かを判定する際に、審議会の意見を聴くものとする。	特定旅館か否かを判定する際に、審議会の意見を聴くことができる。				
下水道施設課	<u>議案第 113 号 長浜市下水道条例の一部改正について</u> 災害時等、多数の排水設備等が破損し、本市の指定を受けた業者による迅速な対応が困難な場合において、他の市町村の指定を受けた業者が対応できるよう、本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容】 災害その他非常の場合において市長が必要と認めるときに限り、他の市町村の指定を受けた業者に排水設備等の工事を行わせることができるよう改める。 【施行日】 公布の日				
教育改革推進課	<u>議案第 114 号 長浜市立学校の設置等に関する条例の一部改正について</u> 伊香具小学校と木之本小学校を統合することに伴い、本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容】 廃止：伊香具小学校 【施行日】 令和 8 年 4 月 1 日				

こども家庭 支援課	<u>議案第 115 号 長浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</u> 国家戦略特別区域内に限り認められていた地域限定保育士制度が、児童福祉法の改正により一般制度化されたことに伴い、放課後児童支援員の要件に地域限定保育士を加えるため、本市条例の一部を改正するものです。 【主な改正内容】 放課後児童支援員の要件のうちの一つである「保育士の資格を有する者」に地域限定保育士を含むよう改める。 (参考) 地域限定保育士制度 ・地域における保育人材確保のため、保育士試験の実施回数を増やすことを目的に、国家戦略特別区域法に基づく特例措置として創設された資格制度。 ・特定の都道府県又は指定都市においてのみ保育士と同様に業務を行うことができる。 ・地域限定保育士の登録後 3 年を経過した者のうち、地域限定保育士として一定の勤務経験がある者は、申請によって、通常の保育士の登録が受けられる。 【施行日】 公布の日
--------------	--

その他の事件関係

所管課	内 容
文化観光課 農業振興課 都市計画課	<u>議案第 116 号・第 117 号 指定管理者の指定について</u> 地方自治法の規定に基づき、指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。 それぞれの公の施設の名称、指定管理者及び指定期間は別紙のとおりです。 <u>議案第 116 号 西浅井地域振興関連施設の指定管理者の指定について</u> <u>議案第 117 号 湖北みずどりステーションの指定管理者の指定について</u>

報告関係

○指定専決処分した事項について（報告） 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく指定専決処分の報告 損害賠償の額を定めることについて 6 件 ・市道の管理瑕疵による物損事故（1 件） ・職員の除草作業における物損事故（2 件） ・公用車による物損事故（2 件） ・公立保育園において発生した事故（令和 7 年議案第 58 号関連）（1 件）

別 紙

議案第 116 号・第 117 号 指定管理者の指定について

所管課	内容
文化観光課 農業振興課 都市計画課	<u>議案第 116 号 西浅井地域振興関連施設の指定管理者の指定について</u> 公の施設の名称：近江塩津駅前駐車場、近江塩津駅前駐輪場所、 永原駅前駐輪場所、北淡海・丸子船の館、奥びわ湖水の駅、 海道・あぢかまの宿、永原駅コミュニティハウス 指定管理者の名称等： 長浜市西浅井町大浦 1098 番地 4 有限会社西浅井総合サービス 代表取締役 佃 光広 指定期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（3 年）
農業振興課	<u>議案第 117 号 湖北みずどりステーションの指定管理者の指定について</u> 公の施設の名称：湖北みずどりステーション 指定管理者の名称等： 長浜市湖北町尾上 107 番地 4 B 合同会社 代表社員 山本 享平 指定期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年）

議案第101号 令和7年度長浜市一般会計補正予算(第6号)の概要

一般会計

(単位:千円)

区 分	予 算 額	財 源 内 訳			
		国県支出金	市債	その他	一 般
現計予算額	60,683,535	14,578,546	1,808,000	5,563,605	38,733,384
12月補正予算額(第6号)	887,712	202,480	▲ 45,200	383,589	346,843
					繰越金:314,687 その他返還金:32,156
補正後予算額	61,571,247	14,781,026	1,762,800	5,947,194	39,080,227

1. 補助採択等によるもの

22,007

○農業経営支援事業	農地集積協力事業交付金 (1地区)	11,487【県:11,487】
○農業用施設整備等助成事業	水利施設管理強化費補助金 (3改良区)	10,520【県:7,890】 【負担金:10】

2. その他年度内に新たに予算措置が必要となったもの

865,705

○公有財産管理事務経費	ふるさと寄附金の増加に伴う各種基金積立金の追加	346,499【寄附金:334,000】
○商工振興事務経費	ふるさと寄附事務経費の追加	161,387
○しょうがい者自立支援給付事業	自立支援給付費の追加	225,831【国:112,916】 【県:56,458】
○介護保険特別会計繰出金	介護保険システム改修に伴う繰出金の追加	2,145
○放課後児童クラブ運営事業	放課後児童クラブ事業委託料の追加 放課後児童クラブ施設整備等支援事業補助金 (民間2件)	36,969【国:12,322】 【県:12,322】
○農業集落排水事業特別会計繰出金	消費税支払見込額の増額に伴う繰出金の追加	1,932
○地域振興事業	ウッディパル余呉及び妙理の里整備検討業務委託	9,262【県:6,174】
○都市公園等管理事業	豊公園変圧器更新工事	2,600
○住宅建築改修等支援事業	ながはま次世代住宅新築リフォーム支援事業補助金	60,000【県:10,000】 【まちひと基金:50,000】
○自主防災体制づくり事業	全国瞬時警報システム (Jアラート) 受信機の更新	4,290【市債:3,500】
○小学校統合準備経費	伊香具小・木之本小の統合に係る経費の追加	4,790【子ども基金:4,790】
○中学校校舎等維持管理経費	西中体育館屋根防水等改修工事の見送りによる減額	▲ 81,000【国:▲27,089】 【教育基金:▲5,211】 【市債:▲48,700】
○学校給食センター管理運営事業	南部学校給食センター厨房機器の更新	91,000

【参考】

基金略称	基金名称
教育基金	教育施設整備基金
まちひと基金	まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金
子ども基金	子ども未来教育基金

■繰越明許費

○人事管理事務経費	子ども・子育て支援金制度施行に伴う 人事給与システム改修委託	1,760 総務部人事課
○都市公園等管理事業費	豊公園変圧器更新工事	2,600 都市建設部都市計画課
○住宅建築改修等支援事業費	ながはま次世代住宅新築リフォーム支援事業補助金	37,300 都市建設部住宅課
○学校給食センター管理運営事業費	南部学校給食センター厨房機器の更新	91,000 教育委員会事務局 学校給食課

■債務負担行為

○海道・あぢかまの宿関連施設指定管理料 (R8～R10)	18,120 都市建設部都市計画課
○永原駅コミュニティハウス関連施設指定管理料 (R8～R10)	21,036 都市建設部都市計画課
○北淡海・丸子船の館指定管理料 (R8～R10)	13,143 産業観光部文化観光課
○湖北中学校エレベーター設置等工事 (R7～R8)	140,000 教育委員会事務局 教育総務課
○湖北中学校長寿命化改修工事 (2期工事) (R7～R8) (廃止)	▲ 1,070,000 教育委員会事務局 教育総務課

特別会計

議案第102号	長浜市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	県支出金精算還付金の追加	1,183
議案第103号	長浜市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)	後期高齢者医療広域連合納付金の追加	122,000
議案第104号	長浜市介護保険特別会計補正予算(第2号)	介護保険システム改修委託料の追加	2,145
議案第105号	長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	消費税支払見込額の増額	1,932

企業会計

議案第106号	長浜市病院事業会計補正予算(第2号)	[長浜市立湖北病院] 薬品費、診療材料費、修繕費の追加	64,000
		【債務負担行為】放射線機器一括保守業務	17,000
議案第107号	長浜市公共下水道事業会計補正予算(第1号)	収益的支出:支払利息及び企業債取扱費の追加	8,977
		資本的支出:企業債償還金の減額	▲ 1,425